

# 消費生活だより

発行：山武市消費生活センター

## INDEX

- ・最近よくあるこんなこと ケース1・・・1
- ・最近よくあるこんなこと ケース2・・・1
- ・特集 キャッシュレス  
～スマホ決済をどう使う？～・・・2
- ・相談員コラム・・・3
- ・消費生活センターご案内・・・4

## 最近よくあるこんなこと

### <ケース1>

契約中の電力会社から今より安くなるプランの案内だという電話がありました。詳細は自宅に訪問して説明するということがだったので応じました。担当者が電気の検針票を見せるよう言われたので、検針票を渡しました。今より安くなるプランに変更するよう勧められ、契約書類に署名押印しましたが、別の電力会社との契約だったと後でわかりました。解約したいのですが、契約書もなく不安です。

～検針票の情報を伝えないで！！～

検針票にある契約者名義、供給場所の住所（自宅住所）、供給地点特定番号情報があれば、契約者以外でも電力供給契約先を東京電力ではない新電力会社に変更することができます。

不安になったら消費生活センター188へ電話で相談してみましょう。



### <ケース2>

契約中の通信会社のサービスについて案内があると電話がありました。

光回線を契約しているが、「全く使っていないお客様にアナログ回線に戻す契約を進めている」とのこと。インター



ネットは利用しないのでちょうどよかったと思い、申し込みました。アナログ回線工事をする前に

引き落としがあり、問い合わせると、何かのサポート契約だと言われました。

申し込んだ覚えがなく解約したいのですが。

～まずは現在の契約先に確認！！～

大手通信会社の名前を出していても実際には関係のない業者が勧誘しているケースがあります。費用や契約内容を十分に確認し、必要ないと思ったら、きっぱりと断りましょう。通信契約は契約期間が2年～3年と長期となっているケースもあります。思いがけず、高額の解約料が発生することもある。

## キャッシュレス～スマホ決済どう使う？～

### キャッシュレスとは？

キャッシュレスとは、『現金を使わずに商品代金やサービスの対価を支払うこと、また、そのためのサービス』のことです。具体的に挙げてみると、クレジットカード・電子マネー（交通乗車券兼電子マネー）・口座振替、クレジットカード・デビットカード・電子マネー・QR決済など、すべてキャッシュレスです。最近では、クレジットカードや電子マネーがないと不便に感じるが増えました。現金払いだと割高になったり、場合によっては現金払いができず、サービスを受けられなくなることも起こったりします。今後、銀行の店舗やATMはますます少なくなる傾向があります。銀行サービスについても無料だったものが有料になったり、サービス自体がなくなってしまうことも考えられます。スマートフォン、タブレット、パソコンのアプリ利用が必須になり、これらを使いこなす知識や技術も必要になってきています。最近、特に利用されることが増えたスマホ決済についてお話しします。

### スマホ決済の種類としくみ

スマホ決済には、非接触IC型とコード（QRコード、バーコード）型があります。一般的に、スマホ決済専用のアプリ（以下「決済アプリ」）をスマホにダウンロードし、クレジットカードや銀行口座などを登録することで決済できるようになります。支払い方法は、前払い、即時払い、後払いの3通りです。



※アプリ  
アプリケーションソフトウェアの略、  
スマホ画面に表示されている  
四角いアイコン

### ★前払い（プリペイド）



事前に決済アプリにお金をチャージ



### ★即時払い（デビット）



消費者の口座から引き落とし



### ★後払い（クレジット）



代金後払いでカード会社が立て替え



## スマホ決済のチェックポイント

スマホ決済は簡単で便利ですが、予想以上にお金を使ってしまったり、サービスが加盟店でしか利用できないなど注意点があります。また、第三者による不正利用、なりすましや高額請求の被害もでていいますので、注意が必要です。スマホ決済を利用するときは以下のことを確認しましょう。

- 1 決済額は必ずその場で確認し、利用履歴を残す。
- 2 スマホや決済アプリのロック機能を設定する。
- 3 スマホに登録したクレジットカードの利用明細はこまめに確認し、不正利用があればアプリ運営会社とクレジット会社に連絡する。

もし、不安になったら、一人で悩まず、消費生活センター188(いやや)に電話をして相談しましょう。



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター  
「いややん」

## 相談員コラム～18歳成人で思うこと～

令和4年4月から法律改正により、18歳で成人となります。私自身、とても気にかけてきたのですが、ついこの日が目前に迫ってきました。最近、SNSやテレビ等でも宣伝され始めました。まだ、知らない方も多くいると感じます。

自分が18歳の時ってどうだっただろうかと思い出してみると、「あの時は精一杯だったな」とそんな気持ちになります。皆さんはいかがでしょう。いろいろな経験や失敗をして大人の階段を上ってきました。1段が1歳とすると、私は20段をのぼって成人しましたが、これからは18段をのぼって成人、つまり大人になるということですね。

私は、相談員として、日々、相談者の消費トラブルに向き合っていますが、18歳の誕生日から契約責任を取らなければならないという法改正は衝撃な出来事です。なぜなら、未成年者は契約を取り消すことができる権利(未成年者取消権)があり、法律上行使できるのですが、それが18歳からは通用しなくなるからです。

市内の若年者の実際の相談事例をご紹介します。

- ・ブランドバッグが激安のサイトを見つけ、個人名義の口座に振込したが、模倣品だった。
- ・ネット広告で、「送料無料お試し500円」で除毛クリームをお小遣いで購入したら、5回縛りの定期購入で2回目以降は高額になっている。

・オンラインゲームで親のクレジットカードで課金した。

・スマホで副業を検索したところ「～するだけで儲かる」と簡単そうだったので契約し、すぐ取り戻せると説明され消費者金融から借金した。

・先輩や友達に誘われて断れず暗号資産やFXの投資を始めたが仕組みも分からず儲からない。

・マッチングアプリで知り合った異性とデートしようと何度も最寄り駅で会う約束をしたが、会えないし、やり取りするために高額なポイントを浪費した。

未成年者のネットに関する消費トラブルの相談は、たいへん多いです。見えない相手と内容が分からないまま安易に契約してしまうと解決も困難です。上手い話しも簡単に儲かる話もありません。毅然と断る勇氣も必要です。困ったときは、勇氣を出して、早めに消費生活センターに相談してください。

地域や社会で見守ってけると良いですね。





山武市消費生活センター

☎ 0475-82-8453

相談受付時間 平日9:00~12:00、13:00~16:30

※土日祝日、年末年始はお休みです

新型コロナウイルス感染拡大防止のため通常の対応と異なる場合があります。